

各 位

平成 27 年 1 月 9 日  
会社名 サイバーステップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類  
(コード番号 3810 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理室長 今井正昭  
(TEL 03-5355-2085)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/  
上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）

平成27年1月9日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL: <http://corp.cyberstep.com/>）においてお知らせいたしました、平成27年2月3日開催の臨時株主総会において、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数554,700株にかかる議決権の数5,547個を除き、株主の皆様のご過半数の承認を得ることを実施の条件とするライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）について、Q&A等を作成いたしましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本ライツ・オファリングの株主確定日（割当基準日）である平成27年2月13日付の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様及び株主確定日において当社普通株式をお持ちでない方（株主確定日付の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方）におかれましては、上記「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本ライツ・オファリングの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

《ライツ・オファリングに関するお問合わせ先》

サイバーステップ株式会社  
電話：0120-74-6633  
電話：03-5355-2085  
(土・日・祝日を除く平日 10:00~17:00)

## I.平成27年2月13日時点において当社株主の方（本新株予約権が無償で付与される方）

本ライツ・オファリングの株主確定日である平成27年2月13日付の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様につきましては、特に手続を経ることなく無償にて当社の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の割当てを受けることができます。割り当てられた本新株予約権につきましては、基本的に「権利行使をして当社普通株式を取得する」又は「売却して売却代金を得る」の何れかの方法がございます。なお、行使期間満了日までに何れかの手続を実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がありますので、ご注意ください。

## II.平成27年2月13日時点において当社普通株式をお持ちではなく、新たに本新株予約権の購入を検討されている方

本ライツ・オファリングの株主確定日である平成27年2月13日時点において、当社普通株式をお持ちではない一般の投資家の皆様につきましても、平成27年2月16日（月）以降、本新株予約権は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）へ上場する予定である（東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同じ。）ことから、東京証券取引所を通じて本新株予約権を購入後、本新株予約権を行使することで当社普通株式を取得することが可能となります。但し、本新株予約権の購入後、行使期間満了日までに、本新株予約権を行使するか又は売却するか何れかの手続を実施されない場合におきましては、Iと同様に本新株予約権は失権することとなり、当社普通株式を取得する機会を喪失することとなりますので、ご注意ください。

以下、本件で想定されるQ&Aを纏めております。当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、本Q&Aをご一読頂きまして、本新株予約権に係るご判断にお役立てください。

### 【Q&Aの目次】

1. 株主総会の承認を得ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて・・・・・・・・・・ 3
3. 本新株予約権の割当てについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 本新株予約権の行使について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 本新株予約権の売買について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
6. 大量保有報告書の提出義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
7. 税務上の取扱い等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
8. 本件スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1. 株主総会の承認を得ることについて

Q 1 - 1	株主総会の承認を得る理由を教えてください。
A 1 - 1	<p>ライツ・オファリングの実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要求されておりませんが、本件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 株主様にとって、新株予約権の行使にあたり資金拠出が必要になること、</li> <li>(ii) 株価の下落などの影響を受ける可能性があること、</li> <li>(iii) 今般改正された東京証券取引所の新株予約権証券の上場に係る有価証券上場規程においても、増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどから、当社としましては、より充実した情報提供及び株主の皆様のご承認をいただくことが必要であると考え、臨時株主総会（平成 27 年 2 月 3 日（火）開催予定）において、当該株主総会において、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 個を除き、株主の皆様の過半数の承認を得ることを、本件の実施の条件といたしました。</li> </ul> <p>なお、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 2 号に則り、本ライツ・オファリングの実施により調達した資金については、当社の開発計画の実行に充当する予定であり、当社の開発計画に基づき実施する開発人員の増員として、主に新卒社員の採用を予定しているため、新卒社員の入社が 4 月から行われることを鑑みると、本ライツ・オファリングの合理性評価手続きとして証券会社による審査を受けた場合には、審査に相当な時間を要することが想定されることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 2 号に則り、平成 27 年 2 月 3 日に開催致します当社臨時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることを、本ライツ・オファリングの実施の条件といたしました。</p> <p>また、佐藤類氏の議決権につきましては、現時点において、権利行使資金の全額の準備が行えていないことから、東京証券取引所の定める「上場審査等に関するガイドラインⅢの 5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査（公益又は投資者保護の観点）の（1）の c（b）」に定める、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主」に該当するとの考えから、今般の臨時株主総会の決議より除くこととしております。</p>

Q 1 - 2	株主総会の決議要件を教えてください。
---------	--------------------

A 1 - 2	<p>普通決議となります。株主総会にご出席された（書面投票を含む）株主のうち、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 個を除く皆様の過半数の承認を得ることが必要となります。</p> <p>なお、佐藤類氏の議決権は、現時点において、権利行使資金の全額の準備が行えていないことから、東京証券取引所の定める「上場審査等に関するガイドラインⅢの 5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査（公益又は投資者保護の観点）の（1）の c（b）」に定める、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主」に該当するとの考えから、今般の臨時株主総会の決議より除くこととしております。</p>
---------	---

Q 1 - 3	株主総会で否決された場合、本新株予約権の取り扱いはどうなるのか？
A 1 - 3	<p>上記 A 1 - 1 記載のとおり、本ライツ・オファリングは、株主総会の承認を得ることを実施の条件としておりますので、否決された場合、当然、本新株予約権の無償割当ては実施されません。</p> <p>なお、株主総会の決議結果は、適時開示のうえ、当社のホームページ（URL: <a href="http://corp.cyberstep.com/">http://corp.cyberstep.com/</a>）にて、お知らせいたします。</p>

## 2. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて

Q 2 - 1	ライツ・オファリングとは何か？
A 2 - 1	<p>ライツ・オファリングとは、新株予約権を無償で株主に割り当て、新株予約権を行使していただくことにより、会社が資金調達をする手法の一つであります。</p> <p>本件では、当社普通株式 1 株に対して 1 個の本新株予約権が割り当てられ、行使期間内に行使価額が払い込まれた場合に、当社普通株式 1 株が交付されます。</p> <p>なお、本新株予約権の特徴としては、本新株予約権自体が東京証券取引所に上場する点があげられます。これにより、本新株予約権の上場期間中、本新株予約権を市場で売買することが可能となります。</p>

Q 2 - 2	コミットメント型とノンコミットメント型の違いは何か？
A 2 - 2	<p>本件は、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するノンコミットメント型のライツ・オファリングに該当します。</p> <p>これに対して、発行会社が権利行使期間満了後に行使されなかった新株予約権を一括して取得した後、特定の証券会社が発行会社から当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束し、取得した株式を市場等で売却</p>

	するスキームがコミットメント型のライツ・オファリングであり、海外ではコミットメント型が主流となっています。
--	---

Q 2 - 3	新株予約権とは何か？
A 2 - 3	新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において予め定められた行使価額を払い込むことにより、発行会社から株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。

Q 2 - 4	新株予約権の上場概要について教えて欲しい。
A 2 - 4	本ライツ・オファリングは、平成 27 年 2 月 3 日開催の臨時株主総会において当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 個を除き、株主の皆様の過半数の承認を得ることを実施の条件として、本新株予約権の株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日（金）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の本新株予約権が無償で割り当てられます。また、株主確定日の翌営業日である同年 2 月 16 日（月）から本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定であり、上場後は同市場での取引が可能となります。なお、上場廃止日は同年 4 月 6 日（月）を予定しております。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日（同年 4 月 3 日（金））となりますが、売買の取次についての詳細は、株主及び投資家の皆様証券口座をお持ちの証券会社（以下「取引先証券会社」といいます。）へお問い合わせください。

Q 2 - 5	株主に新株予約権が割り当てられた後の選択肢について教えて欲しい。
A 2 - 5	<p>株主の皆様本新株予約権が割り当てられた場合、下記の何れかの選択が可能となります。なお、行使期間満了日までに何れかの手続を実施しない場合、本新株予約権は失権いたします。当該手続の詳細は下記「4. 本新株予約権の行使について」及び「5. 本新株予約権の売買について」をご参照ください。</p> <p><b>【選択肢】</b></p> <p>① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する場合 行使価額（1 個（1 株）当たり 585 円）を払い込むことにより、当社普通株式が交付されます。</p> <p>② 本新株予約権を市場で売却して売却代金を得る場合 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料を差し引いた金額を得ることができます。但し、本新株予約権を売却した場合、当社普通株式を取得する権利は失われます。</p>

	<p>なお、本新株予約権の行使、売却又は失権（消滅）の是非につきましては、各株主の皆様のご投資判断によります。詳細については、平成 27 年 1 月 9 日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」及び同日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL: <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>）をご参照のうえ、ご判断ください。</p>
--	---

Q 2 - 6	<p>単元未満株式を保有する株主における、本ライツ・オファリングに関する注意点を教えて欲しい。</p>
A 2 - 6	<p>本ライツ・オファリングでは、当社の単元未満株式（1 単元である 100 株に満たない株式）に対しても、1 株につき 1 個の本新株予約権が割り当てられます。</p> <p>本新株予約権の行使は 1 個単位から可能であるため、単元未満株式に割り当てられた本新株予約権を行使した場合、当社普通株式を取得することはできますが、単元未満株式を取得することとなり、議決権など株式に係る権利の一部が制限されますので、ご留意ください。</p> <p>また、本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定となりますが、売買単位は 100 個となる予定となりますので、予めご了承ください（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。</p>

Q 2 - 7	<p>株式価値の希薄化について教えて欲しい。</p>
A 2 - 7	<p>本新株予約権は株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該既存株主が保有する持分の希薄化は基本的に生じないものと考えております。また、本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することが可能であることから、本新株予約権を行使しない場合でも持分の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うことが出来ると考えております。</p>

Q 2 - 8	<p>株式累積投資や株式ミニ投資の取扱いについて教えて欲しい。</p>
A 2 - 8	<p>株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについては、各取引先証券会社へお問い合わせください。</p>

Q 2 - 9	<p>外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について教えて欲しい。</p>
---------	---

A 2 - 9	<p>外国居住株主の皆様につきましては、本新株予約権の売買について制限を付しておりませんが、本新株予約権の行使は、下記「※外国証券法の適用がない旨を確認する措置について」に記載の方法により外国証券法の適用がない旨を当社が確認できた場合を除き、制限させていただくこととなります。</p> <p>これは外国居住株主の皆様に対して適用される証券法等の外国の法令上、本新株予約権の行使が、当該法令上、有価証券等の募集行為に該当する可能性があり、外国居住株主の皆様による新株予約権の行使を認める場合、外国の法令に基づく当局への登録等の手続が必要となる可能性があるためです（現時点では、米国においてそのような取扱いがなされる可能性があるかと理解しています。）。当社が、当該法令に基づき必要な登録等の手続を行った場合には、多大な金銭的・事務的コストが発生することが想定され、本ライツ・オフリングによる資金調達に支障を来す可能性がございます。また、外国居住株主の皆様に対して外国証券法の適用の有無が確認できないことにより、当社が外国法を遵守した手続を取ること自体が困難な状況が生じる可能性もございます。一方で、本新株予約権の証券取引所での売却につきましては、特段の制限を設けておらず、希薄化による経済的損失をある程度軽減することができる設計となっております。</p> <p>かかる当社の意向に拘らず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、ご自身で弁護士等にお問合せください。</p> <p>※外国証券法の適用がない旨を確認する措置について</p> <p>本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使にかかる株主（実質的に本新株予約権の行使の権限を有する者）が、外国証券法の適用がない旨を証明した資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主につきましては、本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。かかる例外的措置を希望する外国居住株主の皆様につきましては、まずは事前に当社の問合せ先（03-5355-2085）までお電話で相談ください。</p>
Q 2 - 10	信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について教えて欲しい。

A 2-10	信用取引に係る各種取扱いの詳細については、各取引先証券会社へお問い合わせください。
--------	---

Q 2-11	本新株予約権の行使価額の設定理由について教えて欲しい。
A 2-11	当社の平成 27 年 1 月 9 日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「6. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を 585 円（本新株予約権の割当決議日前営業日の当社普通株式の終値の 50%）と設定しております。これは、当社の資金需要、本新株予約権の権利行使により発行される予定の株式数及び本新株予約権の行使の可能性等を総合的に勘案して決定されたものとなります。当社が当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 585 円と考えているわけではない点にご留意ください。

Q 2-12	本ライツ・オファリングによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えて欲しい。
A 2-12	本ライツ・オファリングによって、平成 27 年 2 月 10 日（火）以降、当社普通株式の株価に権利落ちが反映されます。なお、ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値＋新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1＋株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）により計算することとされております。なお、権利付最終売買日は平成 27 年 2 月 9 日（月）となります。

Q 2-13	従来の株主割当増資や新株予約権の無償割当てと本ライツ・オファリングの違いについて教えて欲しい。
A 2-13	本ライツ・オファリングにおいては、新株予約権が証券取引所において上場する点が、従来の（株式の）株主割当増資（会社法第 202 条第 1 項）や新株予約権の無償割当て（会社法第 277 条）と異なるものと当社は理解しております。即ち、株主割当増資の場合、株式を引き受ける権利の第三者にする譲渡は基本的に認められず、また、新株予約権の無償割当ての場合においても、新株予約権に譲渡制限が付されているケースはもちろんのこと、そのような譲渡制限がない場合であっても、新株予約権の証券取引所への上場がなければ株主が割り当てられた新株予約権を第三者に処分することは現実的には困難と言えます。従って、これらの方法による場合、株式を引き受ける権利又は新株予約権の割当てを受ける株主に対し、その行使か失権（消滅）かの二択を事実上迫ることとなります。 この点、本ライツ・オファリングにおいては、本新株予約権は証券取引所

	<p>において上場する予定であり、市場取引による売却の選択肢も株主に用意されるため、本新株予約権の行使を望まない株主は、本新株予約権を市場取引により売却し、その対価を得ることで、本ライツ・オファリング（新株予約権の無償割当て）による持分の希薄化の影響を軽減することができると考えております。</p>
--	---

Q 2 - 14	<p>大株主の本新株予約権の行使予定につき、教えて欲しい。</p>
A 2 - 14	<p>当社筆頭株主である佐藤類氏（議決権比率 23.88%）、及び当社の取締役である浅原慎之輔氏（議決権比率 9.45%）、大和田豊氏（議決権比率 6.48%）、小川雄介氏（議決権比率 1.57%）及び今井正昭氏（議決権比率 0.99%）による本新株予約権の行使又に関する意向につきましては、以下の通り確認しております。</p> <p>佐藤類氏については、現時点において権利行使に充てることのできる手元資金は有していないとのことですが、今後、保有する当社株式による株式担保融資、保有する当社株式の売却、及び他の取締役からの借入を行い、権利行使資金に充てることを予定しており、可能な限り権利行使を行う旨の意向を伺っております。また、権利行使期間終了後に持株比率を維持できるかどうかについては、今後の資金手当てについて不確実性があるため確認できないと伺っております。なお、佐藤類氏の資金手当ての状況については、権利行使期間の初日（平成 27 年 3 月 23 日）までに少なくとも一度、状況を確認のうえ適時開示を行う予定です。</p> <p>浅原慎之輔氏、並びに大和田豊氏については、保有する当社株式による株式担保融資または、現在保有するストックオプションの権利行使を行い、（大和田氏：第 18 回新株予約権 150 個（取得株式数 15,000 株）、第 19 回新株予約権 250 個（取得株式数 25,000 株）、第 20 回新株予約権 2,000 個（取得株式数 200,000 株）、浅原氏：第 20 回新株予約権 930 個（取得株式数 93,000 株）。なお、ストックオプションの目的となる株式数は、いずれも新株予約権 1 個につき 100 株です。）、当該権利行使により取得した株式を、本ライツ・オファリングにかかる株主確定日の平成 27 年 2 月 13 日以前に売却することで得られるキャピタルゲインをもって権利行使資金に充てることを予定しており、それらにより調達した資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。</p> <p>なお、株式売却の際には、ストックオプションの権利行使に伴う株式に加え、保有する当社株式を売却する可能性がございますが、保有する当社株式を売却した場合には、ストックオプションの権利行使により株式を取得することをもって、売却した分の株数を穴埋めすることとし、株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日までには、本日現在において保有する株式数を</p>

	維持する旨を伺っております。 小川雄介氏、及び今井正昭氏については、自己資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。
--	---

### 3. 本新株予約権の割当てについて

(平成 27 年 2 月 13 日 (金) 時点の株主に本新株予約権の割当てがなされます。)

Q 3 - 1	新株予約権の割当て個数について教えて欲しい。
A 3 - 1	普通株式 1 株につき 1 個の新株予約権が割り当てられます。

Q 3 - 2	本新株予約権の無償割当てを受けるためにはどのようにしたらよいのか教えて欲しい。
A 3 - 2	平成 27 年 2 月 3 日開催の臨時株主総会において本ライツ・オファリングによる資金調達を実施する旨の議案に関して、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数 554,700 株にかかる議決権の数 5,547 個を除く株主の皆様のご過半数の承認を得られた場合、本新株予約権の株主確定日は平成 27 年 2 月 13 日 (金) となります。同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様においては、特に手続を経ることなく、無償で本新株予約権の割当てを受けることができます。なお、権利付最終売買日は平成 27 年 2 月 9 日(月)となります。

Q 3 - 3	新株予約権証券の発行は行われるか教えて欲しい。また、権利はどのように把握できるのか教えて欲しい。
A 3 - 3	本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。 また、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様のご各証券口座に、株主確定日の翌営業日である平成 27 年 2 月 16 日 (月) に本新株予約権の残高が記録されます。本新株予約権に係る権利の把握を希望される場合には、ご自身で各取引先証券会社へお問合せの上ご確認ください。

Q 3 - 4	本新株予約権の無償割当て後は、どのような書類が、いつどこに送付されてくるのか教えて欲しい。
A 3 - 4	本新株予約権の株主確定日の約 3 週間後である平成 27 年 3 月 5 日(木)に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様が各取引先証券会社に登録しております住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定となります。 なお、本新株予約権の売買につきましては、株主割当通知書等を受領する

	前の時点から可能であり、本新株予約権の上場日である平成 27 年 2 月 16 日（月）からお取引が可能となります。本新株予約権のお取引を希望される場合には、ご自身で各取引先証券会社へお問い合わせください。
--	---

Q 3 - 5	特別口座に記録された本新株予約権の手続きについて教えて欲しい。
A 3 - 5	<p>特別口座（※）（日本証券代行株式会社）に記録された本新株予約権については、当該口座内においてその行使又は売却をすることができません。当該新株予約権の行使又は売却をご希望される場合には、本新株予約権を割り当てられた株主の皆様のお取引先の証券会社等の口座へ本新株予約権を振り替えた後に手続きを行っていただくこととなりますので、お早めにお取引先の証券会社等までお問合せください。</p> <p>※ 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に預託していない株券を、株主の権利を保全する（守る）ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関（一般的には株主名簿管理人）に開設する口座です。従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告をおこなうことができるようにすることを目的とする制度（特定口座制度）による「特定口座」ではありませんのでご注意ください。</p>

Q 3 - 6	自己株式と本新株予約権割当ての関係について教えて欲しい。
A 3 - 6	会社法第 278 条 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

Q 3 - 7	新株予約権割当てに伴う公開買付け規制について教えて欲しい。
A 3 - 7	<p>本新株予約権の割当てを受ける行為は、新規に発行された有価証券を取得するものであるため、公開買付けにより行う必要はありません。しかし、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する、いわゆる急速な買付けについては、本新株予約権の割当てのような新規発行取得行為であっても算定の根拠に含まれるため、本新株予約権の割当てを受けることにより急速な買付けの要件を満たすことになる株主の皆様については、ご留意いただく必要があります。</p> <p>同号に基づき公開買付けが強制されるのは、① 3 か月以内に、② 総議決権数の 10% を超える数の株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得により行う場合であり、かつ、③ そのうち総議決権数の 5% を超える数が特定売買等又は市場外取引（公開買付けによるものを除きます。）による株券等の買付等であり、④ 株券等の買付等又は新規発行取得の後における</p>

買付者の株券等所有割合が、その特別関係者（小規模所有者を除きます。）の株券等所有割合を合算して3分の1を超える場合と規定されています。かかる規定によれば、本新株予約権の取得により、④株主及びその特別関係者（小規模所有者を除きます。）の株券等所有割合が3分の1を超えるととなり、かつ、上記①、②及び③を充たす場合は、③の買付け行為につき公開買付けを行っていないという点で、本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付け規制に抵触する可能性があるかと理解しておりますので、ご注意ください。

なお、上記の場合を除くほか、本新株予約権及び当社普通株式を市場の立会時間内取引で取得すること並びに取得した本新株予約権を行使することのみを行う場合には、公開買付けの方法によることを要しませんが、本新株予約権又は当社普通株式を市場外取引又は立会時間外取引で取得する場合には、公開買付けの方法による必要がある場合がありますので、ご注意ください。

以上の詳細につきましては、各株主の皆様ご自身にて個別に弁護士等にお問い合わせください。

なお、本新株予約権を取得する場合の公開買付け規制につきましては、下記Q5-11をご参照ください。

#### 4. 本新株予約権の行使について

(平成 27 年 3 月 23 日 (月) ~平成 27 年 4 月 10 日 (金) の期間にて受け付けております。)

Q 4 - 1	本新株予約権の行使手続について教えて欲しい。
A 4 - 1	<p>本新株予約権を行使する場合、証券会社によって手続が異なる可能性がありますので、まずはご自身で各取引先証券会社にお問い合わせください。証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があります。</p> <p>以下は書面（振替新株予約権行使請求取次依頼書）で行使請求を受け付けている証券会社における一般的な手続となりますので、ご参照ください。</p> <p>(1) 振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出について 振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能となります。</p> <p>① 当社のホームページからのダウンロードによる入手 (URL: <a href="http://corp.cyberstep.com/">http://corp.cyberstep.com/</a>)</p> <p>② 取引先証券会社へのお問合せによる入手。</p> <p>なお、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対しては、上記 A 3 - 4 記載の本新株予約権に係る株主割当通知等に振替新株予約権行使請求取次依頼書を同封いたします。但し、証券会社によって振替新株予約権行使請求取次依頼書がご使用いただけない場合がありますので、ご自身で取引先証券会社へお問い合わせください。</p> <p>次に、振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要記載事項を記入し、各取引先証券会社のお届印をご捺印のうえ、新株予約権が記録されているご自身の取引先証券会社に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（日本証券代行株式会社 本店）では、直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(2) 行使価額のお支払について 取引先証券会社に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行使に係る証券会社宛支払の手数料（証券会社によって異なりますので、各取引先証券会社にお問い合わせください。）をお振り込みください。例えば、本新株予約権を 100 個保有している方につきましては、下記で計算される金額をお振込みいただくこととなります。</p>

	<p>585 円（本新株予約権 1 個あたりの行使価額）×100 個（行使を希望する本新株予約権の個数）＋行使に関して証券会社に支払う手数料</p> <p>但し、証券会社によって、行使に関して証券会社に支払う手数料、行使価額の支払い方法等が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各取引先証券会社へお問い合わせください。</p>
--	---

Q 4 - 2	本新株予約権 1 個につき何株の普通株式が取得できるか教えて欲しい。
A 4 - 2	<p>本新株予約権 1 個につき目的となる当社普通株式の数は 1 株となっております。なお、本新株予約権の行使は、1 個単位から可能となります。</p> <p>但し、当社普通株式の単元株式数は 100 株であり、100 個未満の本新株予約権について行使された場合は、その行使の目的となる株式の数も 100 株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご注意ください。</p>

Q 4 - 3	保有する複数の本新株予約権のうちの一部（例えば 1,000 個のうち 500 個）の権利行使は可能かどうか教えて欲しい。
A 4 - 3	<p>本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能となります。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する株主が、そのうち 500 個のみを行使し、残りの 500 個を市場で売却することなども可能となります。</p> <p>なお、本新株予約権の発行要項第 5 項(6)において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、先述のように 1,000 個のうち 500 個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p>

Q 4 - 4	本新株予約権の権利行使可能期間について教えて欲しい。
A 4 - 4	<p>本新株予約権の会社法上の行使期間は、平成 27 年 3 月 23 日(月)から同年 4 月 10 日(金)までとなります（証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には同年 4 月 9 日(木)までとなりますのでご注意ください。）。但し、証券会社にて行使取次の受付可能期間が異なる可能性がありますので、ご自身で各取引先証券会社にお問い合わせください。</p> <p>原則として、平成 27 年 4 月 9 日(木)の営業時間内に、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し（証券会社によっては、行使請求の</p>

	<p>受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がありますのでご自身にてご確認ください。）、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。また、証券会社によって行使請求の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求受付期間につきましては、必ず各取引先証券会社へお問い合わせください。</p>
--	--

Q 4 - 5	新株予約権の行使価額の払込み（支払い）方法について教えて欲しい。
A 4 - 5	各取引先証券会社に直接お支払いいただくこととなります（A 4 - 1（2）を併せてご参照ください。）。証券会社によって行使価額の支払方法が異なる場合がありますので、具体的な支払方法につきましては、各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 4 - 6	株式発行（取得）のタイミングについて教えて欲しい。
A 4 - 6	原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がありますのでご自身にてご確認ください。）及び行使価額の払込みの完了が確認できた日から4営業日目（当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から3営業日目）に、本新株予約権を行使した株主又は投資家の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となります。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ず各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 4 - 7	本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。
A 4 - 7	本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、各取引先証券会社にお問い合わせください。

## 5. 本新株予約権の売買について

(平成 27 年 2 月 16 日 (月)～平成 27 年 4 月 3 日 (金)の期間にて受け付けております。)

Q 5 - 1	本新株予約権の譲渡方法について教えて欲しい。
A 5 - 1	本新株予約権は、市場取引等を通じて譲渡することが可能となります。但し、外国居住者につきましては、適用のある法令上、本新株予約権の割当て、行使及び売買について制約がある場合がありますので、外国居住者の皆様によるお取引又は国内居住者へ相対取引にて譲渡する場合においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

Q 5 - 2	本新株予約権を市場で売買する手続について教えて欲しい。
A 5 - 2	本新株予約権の市場での売買は、取引先証券会社を通じて可能となります。売買の手続や売買請求の受付最終日等につきましては、各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 5 - 3	本新株予約権の売買可能期間について教えて欲しい。
A 5 - 3	本新株予約権につきましては、平成 27 年 2 月 16 日 (月) から東京証券取引所にて上場を予定しており、売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日につきましては、平成 27 年 4 月 6 日 (月) となる予定となりますが、具体的には、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされ、当社でもプレスリリースにて公表をする予定となりますので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。 売買最終日は上場廃止日の前営業日 (平成 27 年 4 月 3 日 (金) 予定) となりますが、証券会社によっては受付期間及び手続等が異なる場合がありますので、遅くとも当該売買最終日の 3 営業日程度前までには、取引先証券会社までお問い合わせいただくことを当社としては推奨いたします。

Q 5 - 4	本新株予約権の市場売買単位について教えて欲しい。
A 5 - 4	本新株予約権の売買単位は 100 個単位となりますので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません (なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。)

Q 5 - 5	単元未満株式に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式の売買方法について教えて欲しい。
A 5 - 5	当社普通株式の売買単位は 100 株であるため、100 株未満の当社普通株式

	を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
--	--

Q 5 - 6	単元未満株式の処分方法について教えて欲しい。
A 5 - 6	単元未満株式を有している株主の皆様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社にて買い取ることを請求することが可能となります。当該制度の利用につきましては、各取引先証券会社までお問い合わせください。

Q 5 - 7	本新株予約権を市場で売買した場合の手数料について教えて欲しい。
A 5 - 7	本新株予約権を市場で売買する場合、証券会社への売買手数料が生じます。具体的な手数料の金額については、各取引先証券会社にお問い合わせください。

Q 5 - 8	売却代金の入金がどのように行われるか教えて欲しい。
A 5 - 8	基本的に、売却日から3営業日後に証券口座に払い込まれます。但し、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 5 - 9	本新株予約権を市場で取得した後、行使までの手続について教えて欲しい。
A 5 - 9	市場で取得した本新株予約権は約定日から3営業日後にお受け渡しとなります。 かかる本新株予約権の行使に関する手続は、上記「4. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 5 - 10	本新株予約権の買付けの取次を受け付けている証券会社について教えて欲しい。
A 5 - 10	本新株予約権の買付けの取次を行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させていただく予定です。※なお、本新株予約権の買付けの取次に関する同社の業務の内容及びその詳細については、同社のホームページに記載されております。同社が提供するサービスの内容等については同ホームページをご確認いただき、当社に対して直接お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

Q 5 - 11	本新株予約権の取得に伴う公開買付け規制について教えて欲しい。
----------	--------------------------------

A 5 - 11	<p>本新株予約権につきましては、東京証券取引所の市場を通さずに相対にて、又は当該市場の立会時間外取引にて取得していただくことも可能であると理解しております。但し、当該方法により取得する場合につきましては、取得の期間、取得の相手方の人数、取得する本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項各号の何れかに該当し、公開買付けの手続が必要となる可能性もありますので、ご注意ください。詳細につきましては、ご自身にて個別に弁護士等にお問い合わせください。</p>
----------	--

## 6. 大量保有報告書の提出義務について

Q 6 - 1	<p>本新株予約権の売買時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>
A 6 - 1	<p>現行の法制度に基づきますと、株券等の保有者の株券等保有割合が 5 % を超える場合には、大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第 27 条の 23）が発生し、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が 1 % 以上増減した場合には、変更報告書の提出義務（金融商品取引法第 27 条の 25）が発生する可能性があるかと理解しております。なお、株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p style="text-align: center;">株券等保有割合 = A/B  A = 保有株式数(保有者+共同保有者) + 潜在株式数(保有者+共同保有者)  B = 発行済株式総数 + 潜在株式数(保有者+共同保有者)</p> <p>※ 「発行済株式総数」は平成 27 年 1 月 9 日時点で 2,322,500 株となります。</p> <p>なお、本件新株予約権の行使の日々の状況を反映した「発行済株式総数」については、本新株予約権の行使期間中である平成 27 年 3 月 23 日（月）より平成 27 年 4 月 10 日（金）までの間、随時当社のホームページにて公表することを予定しております。また、最終的な本件新株予約権の行使の結果を反映した「発行済株式総数」については、平成 27 年 4 月 14 日（火）をもって発表することを予定しております。</p> <p>「潜在株式数」とは提出者及びその共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」といいます。）の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。</p> <p>なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書等の提出義務の存否</p>

	に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。
--	--

Q 6 - 2	本新株予約権の割当て時における大量保有報告書等の提出義務について教えて欲しい。
A 6 - 2	<p>現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の割当てを受けた時点で、各株主の潜在株式数が増加する一方、分母となる発行済株式総数は本新株予約権の行使がない限り増加しないため、当該時点において各株主の株券等保有割合が増加することになります。</p> <p>よって、本新株予約権の割当てによって、各株主において大量保有報告書等の提出が必要となる場合があるものと理解しております。</p> <p>但し、大量保有報告書等の提出義務の存否については、各株主の皆様の実任において、弁護士等に相談の上判断していただきますよう、お願いいたします。</p>

Q 6 - 3	本新株予約権の行使期間中における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。
A 6 - 3	<p>本新株予約権の行使期間中、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、本新株予約権を行使しない株主及び本新株予約権者の株券等保有割合は徐々に減少していきませんが、現行の法制度に基づきますと、当該株主及び本新株予約権者の皆様が自ら新株予約権を行使した場合や本新株予約権又は当社普通株式の売買を行った場合を除き、変更報告書の提出は不要であると理解しております。</p>

Q 6 - 4	本新株予約権の行使時における大量保有報告書等の提出義務について教えて欲しい。
A 6 - 4	<p>本新株予約権が行使された場合、各株主が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数等の1%以上の変更である場合には、大量保有報告書の変更報告書を提出する必要があると理解しております。また、大量保有報告書の変更報告書の提出を行う場合には、その他の情報についても提出義務発生日の現況に基づいて記載する必要があるところ、上記A 6 - 3に記載のとおり、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使により、当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、変更報告書提出者の株券等保有割合に変化が生じることが想定されます。</p> <p>当社は、本新株予約権の行使期間中、随時発行済株式総数を公表することを予定しておりますので、変更報告書には、当社が直前に公表する発行済</p>

	株式総数に基づいて算出した株券等保有割合を記載すべきものと理解しております。
--	--

Q 6 - 5	本新株予約権の行使期間満了時における変更報告書の提出義務について教えて欲しい。
A 6 - 5	現行の法制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い消滅するものとされていることから、本新株予約権の行使期間の満了時において未行使の新株予約権を保有する本新株予約権者の皆様につきましては、行使期間の満了時に株券等保有割合が減少し、変更報告書の提出が必要となる場合があると理解しております。

## 7. 税務上の取扱い等について

本項目において記載する本新株予約権に係る税務上の取扱い等について、当社の認識は以下のとおりとなります。但し、以下に記載された当社の認識が税務当局の考えと同じであることを保証するものではなく、本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及び取引先証券会社にご確認頂きますようお願いいたします。また、外国居住者につきましては、適用のある法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がありますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用のある法令の弁護士、税理士、取引先証券会社等にお問い合わせください。

Q 7 - 1	本新株予約権の入庫口座について教えて欲しい。
A 7 - 1	株主の皆様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座簿が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に記録されることとなると理解しております。但し、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身の各取引先証券会社へお問い合わせください。

Q 7 - 2	本新株予約権の譲渡にかかる税金について教えて欲しい。
A 7 - 2	当社といたしましては、本新株予約権の無償割当てによる本新株予約権の取得価額は原則、0円であり、譲渡価額から譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象となると理解しております。また、市場等での売買により取得した本新株予約権の取得価額は、取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）であり、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になると理解しております。  * 平成 26 年以後の譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税

	5%) になります。また、平成 49 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。お取引の際には、本新株予約権者様ご自身で税理士等の専門家或いはお取引先証券会社にお問い合わせください。
--	---

Q 7 - 3	本新株予約権が一般口座に入った場合における確定申告は必要かどうか教えて欲しい。
A 7 - 3	当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。

Q 7 - 4	本新株予約権は少額投資非課税制度度 (N I S A) による N I S A 口座で取引可能か教えて欲しい。
A 7 - 4	<p>株主様或いは投資家様が、①株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日 (金) の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を N I S A 口座内で保有する場合に割当てられた本新株予約権、②N I S A 口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、N I S A 口座内で売買のお取引ができるものと理解しております。</p> <p>一方、株主様或いは投資家様が、①株主確定日である平成 27 年 2 月 13 日 (金) の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を N I S A 口座以外で保有する場合に割当てられた本新株予約権、②N I S A 口座以外の口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、N I S A 口座に移すことはできないものと理解しております。</p> <p>但し、お取引先の証券会社等によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。</p>

Q 7 - 5	本新株予約権を行使して取得した株式の簿価について教えて欲しい。
A 7 - 5	当社は、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式 1 株当たりの簿価は行使価額となると理解しております。

## 8. 本件スケジュールについて

項目	日程	備考
臨時株主総会	平成27年2月3日(火)	本ライツ・オファリングは、当臨時株主総会において、当社の筆頭株主であり主要株主である佐藤類氏の保有する株数554,700株にかかる議決権の数5,547個を除き、株主の皆様のご過半数の承認を得ることを実施の条件としております。
新株予約権の無償割当ての権利付最終買付日	平成27年2月9日(月)	本新株予約権の無償割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
新株予約権割当株主の株主確定日	平成27年2月13日(金)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。
新株予約権売買可能(上場)予定期間	平成27年2月16日(月)～ 4月3日(金)	上場期間につきましては、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定です。ご確認頂ければと存じます。
新株予約権割当通知の到着予定日	平成27年3月5日(木)頃	各株主の皆様のご住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送

		付されます。なお、本新株予約権の割当て及び上場は、当該通知の到着前に行われますのでご注意ください。
項目	日程	備考
新株予約権権利行使受付期間	平成27年3月23日（月）～ 4月10日（金）	行使を希望する株主様につきましては、原則として、平成27年4月10日（金）営業時間までに（証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には同年4月9日（木）までとなりますのでご注意ください。）、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますので、ご注意ください。なお、証券会社等によっては行使請求の受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社へお問合わせください。

※証券会社によって、本新株予約権の売買の取次期間、行使請求の受付期間や受付方法が異なりますので、必ずご自身で各取引先証券会社にご確認ください。

《上記以外のご質問及びお問い合わせ》

サイバーステップ株式会社

電話：0120-74-6633

03-5355-2085

（土・日・祝日を除く平日 10:00～17:00）

#### ご注意

本書は、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権（消滅）に係る投資判断については、本件に係る平成27年1月9日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL：<http://corp.cyberstep.com/ir/index.html>）並びにEDINETより、有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）

（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主又は投資家の責任において行ってください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以上